

2022（令和4）年5月2日

教職員各位

学校法人松山大学

危機管理対策本部長 新井英夫

新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起及び勤務体制について（要請）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に関して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。愛媛県の感染レベルが「感染警戒期」に移行され1か月が経過し、全国的にも感染者が少しずつではありますが減少傾向にあります。

本学においても、新年度より対面形式を主とした授業を開始しておりますが、学内の各種活動において大きな支障が生じているという状況にはありません。これらの状況をふまえ、この度、会食等開催及び参加に係る自粛要請を一部緩和することといたしました。

自粛要請は一部緩和いたしますが、引き続き、感染回避行動の徹底及びご自身の健康管理については十分ご注意ください。

記

1. 感染予防について

- マスク着用（不織布マスクが望ましい）、定期的な手洗い、うがい、「3密」回避などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- マスクを外して会話をしない（食事の際は黙食を徹底）。
- 室内では常時換気に努める（常時換気ができない場合、30分に1回程度の換気とする）。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」として挙げている「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」について、十分に注意し、キャンパス内外を問わず、感染リスクの回避に努めること。（※内閣官房 <https://corona.go.jp/proposal/>）
- 自身の体調管理を徹底し、少しでも体調に異変を感じた場合には出勤を控えること。
- 愛媛県外への往来歴があるなど、感染の不安を感じる場合は、積極的に無料PCR検査等を活用すること。
（愛媛県⇒<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/muryokensa.html>）
- 新型コロナウイルス接触確認無料アプリ「COCOA」とLINEを活用した「えひめコロ

ナお知らせネット」を併用し、活用すること。

「COCOA」⇒感染者との接触日時がわかる。

(厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

「えひめコロナお知らせネット」⇒感染者との接触場所がわかる。

(愛媛県ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/h25500/linenet.html>)

- 医療機関からの指導等により PCR 検査及び抗原検査を受ける場合は、必ず総務部健康支援課（保健室）に連絡し、結果を報告すること。

2. 移動について

- 感染リスクの高い地域「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域」等への不要不急の往来は自粛すること。
- 自治体をまたぐ移動をする場合は、訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従うこと。
- 訪問先では、「感染リスクが高まる5つの場面」について特に注意し、感染回避行動を徹底すること。
- 帰県後、体調に異変を感じた場合は、出勤を控え医療機関等で受診すること。
- 海外から帰国した場合は、関係省庁の通達（水際対策強化に係る新たな措置）等を確認し、行動してください。なお、人事課への報告は不要です。

3. 教育職員の勤務について

研究室で活動する際は、感染防止に十分配慮し、研究室内において「密」の環境とならないよう注意した上で利用してください。なお、学外研修等の各種手続きは、各自で適切に手続きを行ってください。愛媛県外で学外研修を行う場合は、拘束的業務（授業等）に支障が生じることのないよう注意してください。

4. 事務職員の勤務について

事業継続を担保し、人の間隔を十分にとった上で、勤務してください。必要に応じて、事務室の分散、在宅勤務や時差勤務をご活用ください。

5. 学内会議について

会議招集権者が対面方式による会議開催が必要と判断した場合は、感染拡大防止を徹底した上で開催してください。「持ち回りによる会議」又は「オンライン会議」については、会議開催方式のひとつとしてこれからも適宜ご活用ください。

6. 学外における会食の留意事項について

会食（アルコールを伴う飲食を含む。）を行う場合、自治体等から認証を受けた飲食店（愛媛県は「愛顔の安心飲食店認証店」）又は利用者間の距離が確保でき、感染対策に充分配慮している飲食店を利用するとともに、下記の感染対策を徹底してください。

- 大人数、長時間を避ける。
- 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった者や、体調のすぐれない者は、絶対に出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認すること）。
- 会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握をすること。
- 感染回避行動の徹底をすること。

7. 学外者及び構内での作業を要する事業者等の入構について

学外者及び事業者等に対して、次のように周知してください。

- 入構する場合は手指消毒、マスク着用を徹底すること。また、入構者の連絡先を把握しておくこと。
- 次に該当する方は、入構を禁止とする。
 - ・発熱、咳、倦怠感など体調不良の方
 - ・濃厚接触者となり、陽性者と最終接触した日から8日間を経過しない方
 - ・濃厚接触者となる可能性のある方

8. 健康管理・健康観察について

日頃から、ご自身の体調管理・観察に留意し、少しでも体調に異変を感じた場合は、直ちに医療機関を受診するとともに、健康支援課に連絡してください。

総務部健康支援課 電話：089-926-7131（内線 2212）

メールアドレス：mu-hoken@matsuyama-u.jp

以上